

温泉施設を開業するまでの主な流れ

【温泉資源の保護】

温泉利用施設の計画立案

- ・温泉掘削地点における関連法令の調査・調整
- ・行政機関との事前相談

土地の掘削許可申請（審議会）

- ・許可取得

温泉の掘削工事完了

- ・掘削中は可燃性天然ガスを測定（災害防止）
- ・**増掘を行う場合は、掘削とは別に許可申請が必要（審議会案件）**
- ・動力を使わず、自噴で温泉を利用する場合は動力許可は不要。

【自然環境保全審議会温泉部会】

5月と11月に主に開催し、その答申を受けて許可します。
申請の締切りは審議会の2ヶ月前です。資料を揃えて事前に保健所と協議してください。

【温泉採取に伴う災害の防止】

温泉動力装置許可申請（審議会）

- ・可燃性天然ガスが基準値を**超える**場合

災害防止の観点から

ハード面の対策、ソフト面の対策

- ・ガスセパレーター、ジャンクションボックス等の設置
- ・災害防止規定の作成 etc

・可燃性天然ガスが基準値**以下**の場合

可燃性天然ガスの**確認申請**

温泉採取許可申請

温泉利用施設の整備

- ・利用基準（浴用出来るか、飲用出来るか等）に適合
- ・公共の浴用、飲用に供する場合は許可が必要になります。

温泉利用許可申請

- ・10年に1度の温泉成分分析を行う必要があります。
- ・分析結果に応じて温泉成分等を掲示する必要があります。

温泉利用（営業）開始

※申請に関する窓口は、温泉施設を開設する地域を所管する各保健所になります。

上記に示した手続き以外に変更届や廃止届がありますのでご注意ください。

現在事業を行っている場合は、温泉の揚湯量が減少したこと等を理由として無断で増掘したり、ポンプを取り付けたりしないようご注意ください。